

第1章 独占禁止法制等の動き

第1 独占禁止法の改正及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の制定等

1 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の制定に伴う独占禁止法の改正

第211回通常国会に提出されたデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案は、公示送達についてインターネットによる閲覧等を可能とする独占禁止法の改正を含むものであるところ、令和5年6月14日に可決・成立した（令和5年法律第63号。令和5年6月16日公布。独占禁止法を改正する規定の施行期日は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。）。

2 フリーランス・事業者間取引適正化等法の制定等

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずることにより、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案」が、令和5年2月24日、第211回通常国会に提出された。同法律案は、同年4月6日に衆議院において可決され、同月28日に参議院において可決され、成立し、同年5月12日に公布された（令和5年法律第25号）。

フリーランス・事業者間取引適正化等法は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされているところ、公正取引委員会は、「特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会」を開催する（詳細は第10章第2を参照）など、同法に係る政令及び公正取引委員会規則等の制定等に向けて検討作業を行っている。

第2 その他所管法令の改正

1 公正取引委員会事務総局組織令等の改正

フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に伴う執行体制の強化等のため、公正取引委員会は、以下のとおり公正取引委員会事務総局組織令（昭和27年政令第373号）等の改正を行った。

(1) 公正取引委員会事務総局組織令の改正

事務総局の官房に置かれる審議官を一人増員すること等を内容とする公正取引委員会事務総局組織令の改正を行った（公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（令和6年政令第84号。令和6年3月29日公布、同年4月1日施行））。

(2) 公正取引委員会事務総局組織規則の改正

事務総局の経済取引局取引部取引企画課にフリーランス取引適正化室を新設すること等を内容とする公正取引委員会事務総局組織規則（昭和53年総理府令第10号）の改正を行った（公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第39号。令和6年3月29日公布、同年4月1日施行））。

2 公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則及び下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則の改正

行政手続のデジタル原則適合に向けた対応等のため、公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年公正取引委員会規則第1号）及び下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則（平成15年公正取引委員会規則第7号）について所要の改正を行った（令和5年公正取引委員会規則第3号。令和5年12月25日公布、同日施行）。

第3 スマートフォンにおいて利用される特定のソフトウェアに係る競争の促進に関する法制度の検討

1 デジタル市場競争会議での議論及び法案提出に向けた検討

内閣に設置されたデジタル市場競争本部の下、デジタル市場に関する重要事項の調査審議等を実施するため、デジタル市場競争会議が開催されている。同会議は、内閣官房長官が議長を務め、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、公正取引委員会委員長も構成員となっている。

令和5年6月16日に開催された第7回デジタル市場競争会議では、「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」が取りまとめられ、同日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」では、当該「最終報告を踏まえ、欧州・米国など諸外国の状況を見極めつつ、デジタル市場における公正・公平な競争環境の確保のために必要な法制度について検討する」とこととされた。公正取引委員会は、内閣官房と連携しながら、諸外国における情勢を踏まえつつ、スマートフォンにおいて利用される特定のソフトウェアに係る競争の促進に関する法制度について検討を進めた。

第4 独占禁止法と他の経済法令等の調整

1 法令協議

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から経済法令の制定又は改正を行おうとする際に、これら法令に独占禁止法の適用除外や競争制限的効果をもたらすおそれのある行政庁の処分に係る規定を設けるなどの場合には、その企画・立案の段階で、当該行政機関からの協議を受け、独占禁止法及び競争政策との調整を図っている。

2 行政調整

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から行う行政措置等について、独占禁止法上及び競争政策上の問題が生じないよう、当該行政機関と調整を行っている。